

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年9月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番吉原経夫議員、12番下方繁孝議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（松本英隆君）

6番松本です。議会運営委員会は8月26日午前10時より開会し、令和2年9月定例会の日程を本日より9月24日までの23日間と決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月24日までの23日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの23日間と決定をいたしました。

日程第3、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第4、教育委員会の「点検・評価報告書」について。

既にお手元に配付のとおり、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により議会に提出がありました。

日程第5、一般会計継続費精算報告書について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告がありました。

日程第6、公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告がありました。

日程第7、議案第39号から日程第12、議案第44号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第39号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

大治町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第40号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第41号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4285万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6211万1000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の地方債の廃止は、第2表地方債補正による。令和2年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を初め、総務費において、煙感知器取替工事として198万円を計上し、システム改修等業務委託料として242万円を増額し、民生費において、後期高齢者医療特別会計への繰入金として736万7000円、子育て支援施設造成工事として1738万円、保育環境改善等事業費補助金として200万円を計上し、農林水産業費において、物件補償費として110万円を計上し、土木費において、都市計画街路整備費補助金減額に伴い都市計画道路整備工事として2400万円を減額し、教育費において、教育総務費の感染症対策備品購入費として657万8000円、小学校費の備品購入費として393万9000円、中学校費の備品購入費として139万6000円を増額し、公民館の空調冷却水ポンプ取替工事として224万4000円を計上し、その他、各種国庫・県負担金の返還金として3557万8000円を計上するものでございます。

これらの財源としましては、地方特例交付金、国・県支出金、寄附金及び繰入金を充てるものでございます。

議案第42号令和2年度大治町介護保険特別会計補正予算。

令和2年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1790万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7664万3000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、保険給付費について、低所得者保険料軽減繰入金増額に伴う財源更正を行い、また、令和元年度の保険給付費実績及び地域支援事業費実績の負担割合に基づいた返還のため、諸支出金の償還金として1790万7000円を増額するものでございます。

これらの財源としましては、低所得者保険料軽減繰入金及び繰越金を充てるものでございます。

議案第43号令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ788万7000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4485万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として788万7000円を増額するものでございます。

これらの財源として、一般会計繰入金及び繰越金を充てるものでございます。

議案第44号令和2年度大治町下水道事業会計補正予算。

令和2年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の予定額の総額から445万5000円を減額し、収益的収入総額を3億2842万円に、収益的支出総額を2億9011万1000円とする。令和2年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、人事異動に伴う職員給与費として445万5000円を減額するものでございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、日程第13、議案第45号から日程第18、議案第50号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第45号令和元年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月2日提出、大治町長。

令和元年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額103億7060万2084円、歳出総額97億5399万3940円で、歳入歳出差引額は6億1660万8144円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源6862万7936円を差し引いた実質収支額は5億4798万208円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第46号令和元年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月2日提出、大治町長。

令和元年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額29億8436万5219円、歳出総額28億827万4044円で、歳入歳出差引額は1億7609万1175円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億7609万1175円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第47号令和元年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月2日提出、大治町長。

令和元年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額19万8129円、歳出総額19万8129円で、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。

議案第48号令和元年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月2日提出、大治町長。

令和元年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額17億8070万2678円、歳出総額17億2256万3312円で、歳入歳出差引額は5813万9366円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は5813万9366円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額1779万8377円、歳出総額1669万899円で、歳入歳出差引額は110万7478円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は110万7478円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第49号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大治町公共下水道事業特別会計歳

入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月2日提出、大治町長。

令和元年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額5億6429万9799円、歳出総額5億3490万9448円で、歳入歳出差引額は2939万351円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2939万351円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第50号令和元年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年9月2日提出、大治町長。

令和元年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額5億6604万3886円、歳出総額5億6552万1986円で、歳入歳出差引額は52万1900円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は52万1900円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく願います。

○議長（横井良隆君）

ここで、ただいま議題となっております令和元年度大治町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、住田昭敏監査委員に御出席をいただいておりますので決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（住田昭敏君）

議長。

○議長（横井良隆君）

監査委員、どうぞ。

○監査委員（住田昭敏君）

令和元年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、令和2年7月28日から8月20日に下方繁孝監査委員とともに、歳入歳出決算、関係帳簿及び証書類等を慎重に審査いたしましたのでその結果を報告いたします。

審査の方法は、歳入歳出決算及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などについて、書類は法令に準拠して作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、事業執行は効率的・効果的か、財政運営は健全か等に主眼をおいて審査を行いました。8月3日から6日にかけては担当部局から説明を受けて審査の参考に

いたしました。

なお、証書類の検証、現金・預貯金の残高及び有価証券の確認等につきましては、地方自治法第235条の2の規定に基づき例月出納検査において実施しましたので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果、令和元年度大治町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等はいずれも法令に基づいて作成がされており、記載されている決算数値は正確であると認められました。また、予算の執行状況等については適正であると認められました。

基金の運用状況につきましても基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であると認められました。

一般会計の歳入では、根幹となる町税収入が全ての税目で増収となり、前年度に比べ町税全体で1.3%の増額となりました。現年度課税分を優先した徴収や滞納繰越分の積極的な滞納整理を実施したものの町税の収納率は前年度を0.15ポイントを下回った96.17%でした。人口の増加とともに町税も増収となっていますが、町税の確保と負担の公平性の観点からも効率的な収納対策を進め、収入未済額の縮減に努めていただきたい。

歳出面では、令和元年10月の消費増税に伴い、幼児教育・保育の無償化を進めたほか、災害対策として洪水ハザードマップの更新を行いました。教育部門においては、平成30年度からの事業である小中学校の空調設備等整備工事、大治西小学校トイレ洋式化工事及びスポーツセンターメインアリーナ天井等改修工事が完了しました。

財政指標から見ると財政基盤の強弱を示す財政力指数は0.86、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度より0.8ポイント上回った88.40%でした。

国民健康保険特別会計では、国民健康保険税の不納欠損額は前年度に比べ11.8%、収入未済額は前年度に比べ0.4%、いずれも減少しました。滞納繰越分を含めた収納率は76.01%で前年度76.11%に比べて0.10ポイント下回りました。現年度分の収納率は前年度の91.13%から0.99ポイント下がった90.14%、滞納繰越分の収納率は前年度の27.26%から2.65ポイント下がった24.61%でした。国民健康保険事業における財源確保と被保険者の負担の公平性を期するため、今後とも収納率向上に向けた取り組みに努めていただきたい。

介護保険特別会計では、滞納繰越分を含めた収納率は96.95%で前年度の96.71%に比べて0.24ポイント上昇しました。現年度分の収納率は前年度の99.14%から0.11ポイント下がった99.03%、滞納繰越分の収納率は前年度の21.50%から6.72ポイント下がった14.78%でした。介護保険料の不納欠損額は前年度に比べ5.5%、収入未済額は前年度に比べ10.1%、いずれも減少しました。引き続き収入未済額の縮減に向けて努力をしていただきたい。

公共下水道事業特別会計は、令和2年4月1日に地方公営企業法を適用したことに伴

い下水道事業会計に移行したことによる令和2年3月31日までの打切決算となりました。公共下水道工事費は2億3323万8004円で下水道管渠布設延長は1,554メートルでした。下水道使用料の不納欠損額は前年度に比べ35.1%減少しました。供用開始となった区域の下水道の接続を推進し管渠の布設を進めるとともに、接続率の向上による自主財源の確保に努力していただきたい。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療保険料の不納欠損額が前年度に比べ28.8%減少、収入未済額が前年度に比べ9.0%増加しました。不納欠損額が減少したものの収入未済額は前年度に比べ増加しており、納付の推進及び滞納者に対する調査、接触を図るなど収納強化に努めていただきたい。

令和元年度一般会計の当初予算は、前年度当初予算を1億1700万円下回る89億600万円でありましたが、7回の補正予算8億1698万3000円と前年度繰越額8億2629万8000円を追加し、決算における予算現額は105億4928万1000円と前年度を上回る金額となりました。

令和元年度は教育部門において、学校の空調設備等整備工事やトイレ洋式化工事、スポーツセンターの天井等改修工事などが完了しました。しかしながら、その他の公共施設も大規模改修や長寿命化にかかる経費が必要となると予想されます。さらに、少子高齢化が進む中での社会保障関係費用、減災対策等の費用など将来的に多額の財政需要が見込まれています。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしています。本町においても事業や会議の中止・見直し、施設使用料の返還も発生しました。当初予算編成時の平成31年1月に発表された内閣府の月例経済報告は、「景気は、緩やかに回復している。」と発表されましたが、令和2年3月には、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」と発表されました。景気は厳しい状況にあり自主財源である町税の大幅な増収を期待することは困難と見込まれます。国や県の動向を注視した上で補助金等も活用し、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていただきたい。「新たな生活様式」これが提唱され、行政を取り巻く環境は激変していると言わざるを得ません。そんな中でも確実に正確に事務を進めていただくよう職員の基礎能力の向上と育成に努めていただきたい。

最後に、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう事業の必要性、経済性、効率性及び有効性などに配意して事業を進めていただくよう要望します。

なお、審査の概要につきましてはお手元の意見書のとおりでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが平成元年度一般会計、特別会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

〔議長、暫時休憩をお願いしたいんですが〕の声あり〕

○議長（横井良隆君）

ありがとうございました。

9番吉原経夫議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと暫時休憩をお願いしたいんですが。

○議長（横井良隆君）

休憩の理由は何。

○9番（吉原経夫君）

今監査委員の住田委員に御報告いただきましたが、その1ページ目の第2の審査の結果の2の基金の運用についてですが……

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第52号大治町道路線の認定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第52号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。令和2年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。

○議長（横井良隆君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時38分 散会